

岐阜市上下水道事業部広告掲載要綱

平成20年11月14日決裁

平成31年 3月13日決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、岐阜市上下水道事業部（以下「部」という。）の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 公有財産を広告媒体とする場合においては、法令、条例又は部の企業管理規程に定めのある場合を除くほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 部が発行する印刷物

イ 部の施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる財産のうち岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は社会的に信用度の高い情報でなければならず、その内容及び表現（以下「内容等」という。）は広告掲載をするにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載をしてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告（個人の氏名又は法人の名称、住所等のみを内容とする広告をいう。）

(7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不適當であると管理者が認めるもの

3 前2項に規定するもののほか、広告掲載をすることができる広告に関する基準は、別に

定める。

(広告募集等)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募集する場合は、原則として公募によることとし、広告の規格、選定方法等については、管理者がその性質に応じて別に定める。

2 管理者は、前項の規定による募集に応募する者に対し、第6条第4項の規定により内容等の訂正を求める場合がある旨をあらかじめ周知しなければならない。

(広告主の選定)

第5条 管理者は、最も適当な広告主を選定するため、必要に応じて部内に選定委員会を設置することができる。

2 前項の選定委員会の委員の構成、審査項目、審査基準等については、管理者が別に定めるものとする。

3 管理者は、広告主を選定したときは、その選定結果を応募した者に通知しなければならない。

(広告の内容等の審査)

第6条 管理者は、広告主が掲載しようとする広告（以下「掲載予定広告」という。）の内容等が第3条の規定に適合するか否かを審査するため、審査委員会を設置するものとする。

2 管理者は、次に掲げる掲載予定広告を審査するときは、まちづくり推進部まちづくり景観課長及び岐阜市景観アドバイザー設置要綱（平成8年11月22日決裁）の規定により委嘱する景観アドバイザーに意見を求めるものとする。

(1) 岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）で定める風致地区に設置し、又は表示する屋外広告物等

(2) 岐阜市屋外広告物条例（平成21年岐阜市条例第38号）第11条第1項の規定による許可を必要とする屋外広告物等

(3) 岐阜都市計画地区計画で定める地区整備計画区域に設置し、又は表示する屋外広告物等

(4) 岐阜市景観基本計画で定める景観計画重要区域に設置し、又は表示する屋外広告物等

3 管理者は、第1項の規定による審査において、掲載予定広告の内容等が医療、介護、選挙、墓地等に関するもの又は消費者関連法令に抵触するおそれのあるものであるときは、当該掲載予定広告の内容等に関連する法令等を所管する課等の長の意見を聴くものとする。

4 管理者は、第1項の規定による審査に基づき、掲載予定広告の掲載の可否及び内容等の訂正の有無を決定し、広告主に通知するものとする。

(審査委員会の組織)

第7条 前条第1項の審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次に掲げる職員で組織するものとする。

(1) 管理者

- (2) 次長
 - (3) 部各課長
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者
- 2 審査委員会に委員長を置き、管理者をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第8条 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、掲載予定広告の内容等について、関係部局の担当課長を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

(審査委員会の庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、部上下水道事業政策課において処理する。

(広告主と締結する契約書に記載すべき事項)

第10条 広告主と締結する契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 広告主は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならないこと。
 - (2) 管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載の全部又は一部を取り消し、又は契約を解除することができること。
 - ア 広告主がこの要綱の規定に違反したとき又は偽りその他不正な手段により第6条第4項の規定による広告掲載を可とする等の決定を受けたことが発覚したとき。
 - イ 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
 - ウ 広告主が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - エ 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - オ 広告主の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - カ 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
 - キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3) 管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができること。
 - ア 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
 - イ 前号の規定により広告掲載の取消しを受け、又は契約を解除された広告主が当該広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行わないとき。
 - (4) 前号の規定により管理者が広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行ったときは、第2号キの場合を除き、それに要した費用は、広告主が負担すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、広告主が同項各号に掲げる事項を遵守する旨の書

面を提出したときは、同項の契約書に代えることができる。

(広告料金)

第11条 管理者は、広告主から広告掲載の対価として広告料金を徴収する。

2 前項の広告料金の額は、管理者が定めるものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。

3 道路、都市公園等における広告用工作物の設置又は広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、前項の規定は適用しない。

(広告取扱者の募集等)

第12条 管理者が特に必要と認めるときは、広告掲載の枠を広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者その他これらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に売却することができる。

(枠の売却の場合の広告募集)

第13条 前条の場合において、広告主の募集は広告取扱者が行い、広告主は広告取扱者を通じて審査等に係る書類を提出するものとする。

2 広告取扱者は、あらかじめ広告主から、第6条第4項の規定により掲載予定広告の内容等の訂正を求められた場合には、それに応じる旨の同意を得なければならない。

(枠の売却の場合の広告の審査)

第14条 広告取扱者の募集は公募によるものとし、その手続等については第4条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「広告主」とあるのは「広告取扱者」と読み替えるものとする。

(広告取扱者と締結する契約書に記載すべき事項)

第15条 広告取扱者と締結する契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。ただし、広告媒体の性質に応じ、省略することができる。

(1) 広告取扱者は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならない旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

(2) 広告取扱者は、管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載期間中であっても、催告等を行わずに広告掲載の全部又は一部を取り消すことができる旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

ア 広告取扱者若しくは広告主（以下「広告主等」という。）がこの要綱の規定に違反したとき又は偽りその他不正な手段により前条の規定により準用する第6条第4項の規定による広告掲載を可とする等の決定を受けたことが発覚したとき。

イ 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

ウ 広告主等が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

エ 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

オ 広告主等の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

カ 広告主等が書面により、掲載取下げを申し出たとき。

キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 広告取扱者は、管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

ア 広告主等が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

イ 前号の規定により広告掲載の取消しを受けた広告主等が当該広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行わないとき。

(4) 広告取扱者は、前号の規定により管理者が広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行ったときは、第2号キの場合を除き、それに要した費用は、広告主が負担する旨を事前に広告主から同意を得ること。

(5) 前号の費用を広告主が負担しないときは、広告取扱者が負担すること。

(広告付物品の受入れ)

第16条 印刷物その他の物品（部と民間事業者等が共同して作成するものを含む。）に広告が掲載されたもの（以下「広告付物品」という。）であって、第2条第1号ウ及び第3条の規定に該当するものとして管理者が認め、かつ、市へ無償で提供されるものについては、民間事業者等（以下「広告付物品提供者」という。）から受け入れることができる。

2 広告付物品提供者の募集は公募によるものとし、その手続については第4条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「広告主」とあるのは「広告付物品提供者」と読み替えるものとする。

3 広告付物品提供者と締結する契約書等に記載する事項は、広告付物品の性質に応じ、管理者が別に定めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。